

令和7年度 事業計画

【活動方針】

少子・高齢化、人口減少が進む中、地域住民から寄せられる相談は、年々多様化かつ複雑化してきています。認知症や要介護者の増加、8050、ヤングケアラーといった医療・介護問題だけではなく、虐待、ひきこもり、いじめ、ハラスメント、差別のほか、災害、犯罪など制度や既存のサービスだけではなかなか解決に至らない生活課題・福祉課題が増加している中、コロナ禍で経済・社会活動の制限が長期化した影響は未だ尾を引いており、生活困窮、物価高騰・経済格差など、その生活課題・福祉課題は深刻化かつ潜在化しています。

また、家族や地域、会社などにおけるひととの「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっていることを受け、令和6年4月、孤独・孤立対策推進法が施行されました。孤独・孤立の問題は、個人の問題ではなく社会全体の問題であり、それに取り組む必要性や対策は福祉分野だけではなくあらゆる分野で必要とされており、互いに支え合い人とひととの「つながり」を実感できる地域づくりが求められています。

こうした状況のもと、本会は、「生きがいを持ち共に支え合う地域づくり～地域共生社会の実現を目指して～」を基本理念とする第5次地域福祉活動計画をもとに「共助」の役割を果たし、長年培ってきた地域福祉に関する専門性やネットワークを活用して、行政、福祉・保健・医療等の関係機関、9地区福祉推進協議会、民生児童委員、ボランティア団体等との連携強化により総合相談支援体制の充実を図ります。

また、小地域ネットワーク活動や一人ひとりに対応する生活支援サービス、在宅福祉サービス等の支え合いによる地域福祉活動、ボランティア活動等を展開しながら、つながりを保ちいきいきとした生活が出来る地域づくりに取り組んでまいります。

【重点事業】

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

- ★ふれあい・いきいきサロン事業

基本目標2 共に支え合う地域づくり

- ★ボランティア団体の活動支援
- ★9地区福祉推進協議会の活動支援

基本目標3 必要な支援を受けられる環境づくり

- ★地域福祉総合事業

基本目標4 安心して暮らせる福祉のまちづくり

- ★個別避難計画作成支援事業

基本目標 1 地域を支える人づくり

1 地域福祉の意識づくり

<今後の方向性>

地域の人々が支え合い、助け合い、活動に参加することが地域の活性化に結びつくことを地域住民に伝え、福祉意識の啓発に努めます。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
<p>【住民福祉座談会】 地区福祉推進協議会と共催で、地域住民と地域課題について話し合い、地域におけるニーズ把握に努めるため、9地区において年1回（7月～11月）開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー ・生活支援コーディネーター ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・行政 	10 千円
<p>【社会福祉大会】 福祉や社会福祉協議会への理解を深め、福祉の意識高揚を図るため、年1回（11月）開催します。 内容の詳細については、大会実行委員会においてあり方を検討し、開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・民生委員・児童委員 ・福祉、ボランティア団体 ・行政 ・教育委員会 ・小・中学校 	287 千円
<p>【広報活動】 福祉だより（年3回）の発行と、チラシの配布（随時）ホームページ（随時）等の活用により、社会福祉協議会、関係団体等の活動を紹介するとともに、福祉制度・サービス等の情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区福祉推進協議会 ・民生委員・児童委員 ・各種団体・機関 ・ボランティア団体 	445 千円
<p>【福祉教育】 子どもから高齢者まで幅広く「福祉の心」の啓発を図るため、福祉講座を開催します。 また、保育園、小・中学校との連携により幼児、児童・生徒の体験学習、体験発表の場を設けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・行政 ・教育委員会 ・児童館 ・小・中学校 ・ボランティア団体 	30 千円

2 地域での交流促進

<今後の方向性>

地域住民が身近に交流できる居場所づくりを推進し、世代や分野を超えた多様な交流活動を推進します。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
<p>★【ふれあい・いきいきサロン事業】 地区福祉推進協議会と共催で、高齢者が語らいや活動を通して生きがいづくり、仲間づくりで孤独の解消を図り、介護予防に努めるため8地区において月1回開催します。 <u>休止中の平良地区のサロンについては、地区役員をはじめ地区住民と検討し、再開に向けた支援を行います。</u> <u>また、多様な居場所・交流活動となるきっかけづくりとして、共通の趣味や興味等を通して交流する「推し事サロン(年2回)」と、食を通して様々な世代で交流を図る「地域食堂」を新たに開催します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー ・生活支援コーディネーター ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・保健師 ・ボランティア ・高齢者・障がい者福祉部会 	925 千円

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
【住民福祉講座】 地区福祉推進協議会と共催で、様々な内容を取入れて、年1回（7月～11月）開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 	30 千円
【世代間交流「ふれあい喫茶」事業の支援】 地域の集会施設を活用し、事業運営するボランティアグループを支援しながら住民がふれあう喫茶コーナーを2地区（週3回）開設します。 <u>また、未開設の椿川地区については、地区役員をはじめ地区住民と検討し、開設に向けた支援を行います。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア山ぼうし ・ボランティアふきのとう ・地区福祉推進協議会 （田子内・岩井川） 	104 千円
【障がい者ふれあいのつどい】 障がい者とその家族等の社会参加の促進を図るとともに、ボランティアや福祉関係者、中学生との交流により、障がい者への理解を促進するため、年1回（10月）開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者福祉部会 ・身体障がい者更生協会 ・民生委員・児童委員 ・ボランティア団体 ・中学校 	18 千円
【おやこのつどい】 母子寡婦福祉会、児童館との共催により、子育て世代やひとり親家庭の交流を図るため、年1回開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・母子・父子福祉部会 ・母子寡婦福祉会 ・児童館 	11 千円

3 社会参加の促進と生きがづくり

<今後の方向性>

地域住民が地域で行われる活動に参加し、それぞれの活動を通して「生きがい」を持って生活できるよう、活動の場の充実に努めます。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
【当事者団体の活動支援】 当事者団体（高齢世帯の会、身体障がい者更生協会、母子寡婦福祉会）の、生きがいと会員相互の交流、社会参加を図るため、活動助成金を交付します。 <u>また、高齢世帯の会、身体障がい者更生協会については、今後の会のあり方について検討します。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・多和楽会 ・身体障がい者更生協会 ・母子寡婦福祉会 ・行政 	43 千円
【老人クラブの活動支援】 健康活動や文化活動、奉仕活動等を通し、人生の中で培った豊かな知識、経験、技能を生かして生きがいと社会参加を図るため、高齢者の主体的な参加を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 	583 千円
【シルバーバンクの活動支援】 就業活動を通し、人生の中で培った豊かな知識、経験、技能を生かして生きがいと社会参加を図るため、高齢者の主体的な参加を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバーバンク ・行政・教育委員会 ・福祉団体 ・関係機関 	587 千円
【共同募金運動への協力と配分】 「じぶんのまちをよくするしくみ」である募金は、地域福祉を取り巻く様々なニーズに生かされ、地域コミュニティの活性化に結びつく地域活動となるため、更に周知を図ります。 <u>配分については、公募制も取り入れて当事者団体や地域の様々な福祉活動に活動助成金を交付するとともに、配分内訳や活動について情報を発信していきます。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金委員会 ・民生委員・児童委員 ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・事業所・企業 ・助成団体 	1,631 千円

基本目標 2 共に支え合う地域づくり

1 ボランティア活動の促進

<今後の方向性>

住民一人ひとりが地域福祉の担い手として、ボランティア活動・地域活動に積極的に参加するよう促すとともに、ボランティアの育成・活動支援に努めます。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
<p>★【ボランティア団体の活動支援】</p> <p>ボランティア団体（すみれの会、やまぼうし、ふきのとう、ゆいっこの会、日本赤十字社奉仕団等）への活動者の登録とボランティア保険の加入、活動の紹介や連絡調整等によりボランティアセンター機能を発揮し、ボランティア活動に参加できる機会をつくります。</p> <p>また、ボランティア講座の開催やボランティア同士の連携・交流を図るためボランティアのつどいを開催するほか、<u>各団体の活動の周知を図り、活動を支援します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体 ・ボランティア団体連絡協議会 	120 千円
<p>【ジュニアボランティア事業】</p> <p>児童・生徒が住民の一人として福祉に関心を持つきっかけづくりとして、地域で行われる活動やイベントに参加したり、ボランティア団体と交流できる機会をつくります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 ・小・中学校 ・ボランティア団体 	18 千円
<p>【住民参加型生活支援サービス事業（なるせゆいっこ事業の支援）】</p> <p>既存のサービスだけでは対応できない生活課題に対し、地域住民が有償（低料金）で支え合う「生活支援サービス」を実施する「なるせゆいっこの会」の活動周知を図るとともに、<u>主体的な参加を支援します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー ・生活支援コーディネーター ・なるせゆいっこの会 ・地区福祉推進協議会 ・民生委員・児童委員 	42 千円

2 地域福祉を支える人材確保と育成

<今後の方向性>

気軽に参加できる講座や研修会等を通じて、様々な世代と交流を持ち人材発掘に努めます。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
<p>【団体活動の周知】</p> <p>広報やホームページの活用により団体活動等の周知を図るとともに講座や研修会を開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体 	445 千円

3 地域福祉のネットワークづくり

<今後の方向性>

自治会、福祉事業者、福祉関係者と連携を図り、各関係団体の情報の提供や各団体との活動を結びつけるマッチング機能を強化し、地域の課題解決や地域づくりにつながるよう努めます。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
<p>★【地区福祉推進協議会の活動支援】</p> <p>地区福祉推進協議会が主体となって住民の参画・参加による地域での支え合い活動を進めるため、ふれあい・いきいきサロン、ネットワーク連絡会、住民福祉講座・座談会等を開催し、地域の福祉課題や生活課題を把握し、対応できる体制づくりを進めるための活動を支援します。</p> <p><u>今年度は、地区福祉推進協議会会長会議を開催し、更なる連携強化に努めます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・民生委員・児童委員 ・行政 	238 千円
<p>【要支援者を見守るネットワーク活動】</p> <p>地区福祉推進協議会が主体となって要支援者が地域で安心して生活できるように日常の安否確認を中心に声かけ・見守り活動を進めます。</p> <p>9地区において年1回（7～11月）ネットワーク連絡会を開催し、役員、民生委員・児童委員、社協でコミュニケーションを図り、地域での情報共有を図ります。</p> <p><u>また、令和6年度でふれあい安心電話事業が廃止になったことに伴い、新たなネットワーク活動のあり方を検討していきます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・民生委員・児童委員 ・ネットワーク協力員 ・行政 	90 千円
<p>【地域福祉トータルケアサポート運営委員会】</p> <p>年1回トータルケアサポート運営委員会を開催し、地区福祉推進協議会、各関係団体・機関と地域の福祉課題や生活課題を共有し、ネットワークを構築するとともに、課題解決や在宅サービス等について検討します。</p> <p>また、制度の狭間や複数の福祉課題などで既存の福祉サービスでは対応しきれない課題に取り組むための体制づくりを推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・民生委員・児童委員 ・ボランティア団体 ・行政 ・警察 ・消防 ・金融機関 ・小・中学校 	20 千円
<p>【生活支援体制整備事業】</p> <p>生活支援コーディネーターを設置し、高齢者の生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、個別訪問・相談支援を基本としながら、資源開発、ニーズと取り組みのマッチング、ネットワーク構築のコーディネート機能を果たし、地域における支え合いの体制整備を推進していきます。</p> <p><u>今年度は、「ふれあい・いきいきサロン」休止地区の開催支援、「押し事サロン」の開催により、新たな居場所づくりを進めていきます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議体 ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・民生委員・児童委員 ・ボランティア団体 ・包括支援センター ・行政 ・警察 ・消防 ・金融機関 	2,903 千円
<p>【民生委員協議会の活動支援】</p> <p>地域住民の身近な相談役として活動している民生委員・児童委員、主任児童委員の役割や活動内容を住民に周知し、委員が活動しやすい体制づくりを支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政 ・福祉事務所 ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・県民生児童委員協議会 	0 千円

基本目標 3 必要な支援を受けられる環境づくり

1 包括的支援体制の構築

<今後の方向性>

複雑化・複合化した地域課題に対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、身近な地域における相談支援体制の充実を図り、保健・医療・福祉の分野が連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
<p>★【地域福祉総合事業】</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーを設置し、生活の不安、悩み、困りごとを抱える全世代・全分野の地域住民を対象としてワンストップの総合相談窓口を開設し、行政、民生委員・児童委員、専門相談機関等と連携し個別の訪問・相談支援を行います。<u>今年度は、月1回、平日以外も相談窓口を開設し、広く地域住民の相談に対応できる体制づくりを目指します。</u></p> <p>また、個別の課題を地域全体の課題として捉え、地区福祉推進協議会、関係機関・関係団体と連携を図りながら、ネットワーク活動、座談会、居場所づくり、ボランティア育成を進めるとともに、地域福祉トータルケア会議等を開催し、既存の福祉サービスでは対応できない課題の解決に取り組みます。<u>今年度は、世代や分野を超えた「つどい」、「地域食堂」の開催により居場所づくりを進めます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政 ・各専門相談機関 ・各関係機関 ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・民生委員・児童委員 ・ボランティア団体 	2,816 千円
<p>【居宅介護支援事業】</p> <p>介護支援専門員2名を配置し、要介護・要支援状態となっても可能な限り地域で自立した生活が送れるようケアプランを作成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政 ・地域包括支援センター ・各介護サービス事業所 ・民生委員・児童委員 	13,988 千円
<p>【地域包括支援センター業務】</p> <p>社会福祉士1名を配置し、地域の高齢者等の生活課題全般の相談を受け、権利擁護やケアマネジメント業務の支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政 ・居宅介護支援事業所 ・各介護サービス事業所 ・民生委員・児童委員 	3,398 千円

2 権利擁護の推進

<今後の方向性>

成年後見制度の利用を促進するための相談機関や、関係機関と連携を図り権利擁護に努めます。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
<p>【日常生活自立支援事業】</p> <p>判断能力が弱まった高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や、生活支援員との連携による日常的な金銭管理援助、書類等預り援助を行います。</p> <p>また、利用者の成年後見制度へのスムーズな移行のために関係機関と連携を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政 ・県社会福祉協議会 ・地域包括支援センター ・民生委員・児童委員 ・生活支援員 	5 千円

3 生活困窮者自立支援対策の推進

<今後の方向性>

生活困窮者を早期発見し、自立した生活を送れるよう、行政や自治会等と連携し相談・支援の充実を図ります。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
【たすけあい資金貸付事業】 低所得者世帯等に短期間の資金貸付を行い、民生委員・児童委員と連携して見守り、必要な相談支援を行うことにより自立した生活の支援を行います。	・民生委員・児童委員 ・保証人	400 千円
【生活福祉資金の貸付事業】 秋田県社会福祉協議会が行っている事業で、本会が窓口となって低所得者世帯等に資金貸付に関する業務を行い、民生委員・児童委員と連携して見守り、必要な相談支援を行うことにより自立した生活の支援を行います。	・県社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 ・保証人 ・福祉事務所	35 千円
【法外援護事業】 緊急時や災害時に、行政、関係機関につなげるまでの短期間、必要な食料や生活用品等を迅速に届け、生活の安定に向けた支援を行います。	・行政 ・地区福祉推進協議会 ・民生委員・児童委員	40 千円
【歳末たすけあい見舞品の贈呈】 生活困窮者等に対し、地域とのつながりを感じてもらい、明るい正月を迎えられるよう見舞品を贈呈します。	・共同募金委員会 ・民生委員・児童委員	350 千円
【コープフードバンクの活用】 生活困窮者等に対し、必要に応じフードバンクの活用により必要な食料や生活用品等を迅速に届け、生活の安定に向けた支援を行います。	・行政 ・地区福祉推進協議会 ・民生委員・児童委員 ・コープあきた	0 千円

4 福祉サービスの充実

<今後の方向性>

安心して福祉サービスを利用できるよう、地域の利用者のニーズに沿ったサービス提供のあり方を検討し、サービス提供体制の充実に努めます。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
【日常生活用品（用具）の貸与・給付サービス事業】 高齢者世帯や単身障がい者世帯等が、在宅で生活するために必要な用品（火災警報器、救急医療情報キット等）を給付、用具（車椅子）を貸与し、不安解消や事故防止に努めます。	・民生委員・児童委員	1 千円
【要支援者通院等助成事業】 寝たきり・要介護等により介護タクシーでの移動が必要な要支援者の通院等に係る介護タクシーの利用料金（往復分年1回全額補助）を助成します。	・民生委員・児童委員 ・ケアマネージャー	40 千円

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
<p>【住民参加型「あったか訪問サービス」事業】 住民同士が協力して福祉サービスを行う仕組みとして、ヘルパー等の資格を有したヘルプ活動員を登録・派遣し、利用申込み及び登録した村内住民に対し介護や家事援助等を実施し、安心した在宅生活を支援します。 利用者登録料 年間1,000円 利用料 1時間1,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登録ヘルプ活動員 	<p>3 千円</p>
<p>【配食サービス事業】 高齢者世帯や単身障がい者世帯等の低栄養防止と食生活の改善を図るため、ボランティアが安否確認をしながら夕食を届け、在宅での生活を支援します。 <u>今年度から週3回(火・水・金曜日)に拡充します。</u> 1食500円、おかずのみは1食400円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員 ボランティア 幸寿苑 	<p>766 千円</p>

基本目標4 安心して暮らせる福祉のまちづくり

1 災害支援体制の充実

<今後の方向性>

行政や自治会等と連携し、地域における防災対策及び災害時の支援体制の充実を図ります。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
<p>★【個別避難計画作成支援事業】 <u>災害発生時における高齢者や障害等の避難行動要支援者の避難支援等を進めるため、行政からの委託により、名簿を作成し、個人情報の提供に同意書を得て、一人ひとりの緊急連絡先、主治医、心身状況等の基本情報を確認します。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティソーシャルワーカー 行政 	<p>2,685 千円</p>
<p>【要支援者マップ、災害時要支援者台帳の管理・活用】 9地区福祉推進協議会ごとにネットワーク連絡会を開催し、情報共有しながら要支援者マップの見直しを行います。作成した要支援者マップを管理・活用し、防災意識の啓発を図り、災害時等の安全確保に備えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区福祉推進協議会 自治会・部落会 民生委員・児童委員 ネットワーク協力員 行政 消防 警察 	<p>10 千円</p>
<p>【災害ボランティアの育成】 災害時に役職員、福祉関係者等が、ボランティアコーディネーター等の研修を受けて、地域において災害に関連するニーズに対応できるよう支援します。 また、防災講座や炊き出し訓練などを開催し、災害意識の啓発を図り、ボランティアを育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区福祉推進協議会 自治会・部落会 民生委員・児童委員 ボランティア団体 	<p>24 千円</p>
<p>【日本赤十字社分区事業】 日本赤十字社秋田県支部及び地区の日本赤十字社奉仕団員等と連携を図り、人道支援と災害時の支援に協力します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社秋田県支部 日本赤十字社奉仕団 災害ボランティア 行政 	<p>710 千円</p>

2 防犯対策の充実

<今後の方向性>

地域住民の安全確保のため、関係機関・団体と連携し、防犯活動の啓発に努めます。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
【住民福祉講座】 9 地区福祉推進協議会ごとに防犯意識の啓発を図るため、講座や研修会を開催します。	・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会	30 千円

3 バリアフリー社会づくりの推進

<今後の方向性>

高齢者や障がい者だけでなくすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりへの意識の啓発に努めます。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
【住民福祉講座】 9 地区福祉推進協議会ごとに住みやすい環境づくりの啓発を図るため、講座や研修会を開催します。	・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会	30 千円

4 組織の強化と財政基盤の整備

<今後の方向性>

社会福祉法及び本会の定款を遵守し、住民の皆様の信頼と安心を築いていきます。

事業名と事業の内容	活動分担・関係機関・団体	予算額
【法人の運営】 社会福祉法及び本会の定款、規程等を遵守し、理事会・評議員会の開催（定時開催6月、1月、3月）、監事会の開催（定時開催5月、11月）、各委員会の開催、福祉部会活動、役職員研修を開催し、適正な法人運営に努めます。	・行政 ・雄勝地域振興局 ・県社会福祉協議会	9,502 千円
【自主財源の確保】 会員制度の周知と会費の徴収、善意銀行運営事業、福祉基金運営事業、たすけあいチャリティショーの開催等により自主財源の確保に努めます。 <u>また、福祉基金の活用も検討しながら、福祉事業等に充当し、社会福祉事業の増進を図ります。</u>	・行政 ・地区福祉推進協議会 ・自治会・部落会 ・ボランティア団体 ・事業所・企業	250 千円